

シリーズ 市長が聞く

やさしいまちは私たちの希望

差別されない社会に

市では障害のある人もない人も、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めています。聴覚に障害があり、旧優生保護法の被害者でもある小林賢二さん(89歳)・喜美子さん(88歳)に泉市長が聞きました。



泉市長と手話で会話する小林賢二さん(中央)、喜美子さん(右)

泉 こんにちは。お久しぶりです。小林さんは普段手話でお話をされますが、以前はろう学校でも手話が禁止されていたと聞きました。昔と比べて手話は使いやすくなりましたか？

賢二 私たちも長い間、聞こえる人に手話を教える活動をしてきました。今の市役所には手話通訳者がたくさんいて、手話を通じるのでありがたいです。

市長も手話が上手ですね。市長になる前から手話で話していたのを見て驚いたことを、はっきり覚えてます。

手話は言語。広がる取り組み

泉 私は司法修習生時代に「手話」という言語を奪われた歴史を知り、こんな理不尽なことは許されないと思いました。市長になって「手話



言語・障害者コミュニケーション条例」を作って小学生の手話教室を開催したり、手話通訳者や要約筆記者の

要綱を改正して派遣範囲を大幅に広げたり明石駅前に「手話フォン」を設置したりしました。手話が使いやすいまちづくりに取り組んでいます。

ところで、小林さんは今、旧優生保護法の被害者として裁判中で、8月3日に判決が出ると聞いていますか？

強い決意で決めた裁判

賢二 はい。被害者は他にもたくさんいますが、名前と顔を出して裁判をする人は少ないです。家族や親戚から反対された人もいます。

私たちは何も悪いことをしていない、間違っていないので恥ずかしいことはないし話して裁判することを決めました。



結婚当初の小林夫妻

何も知らされないまま中絶・不妊手術をされ、赤ちゃんを産めない体に

喜美子 昭和35年に結婚しました。子どもがたくさん欲しいね、と話合っていたので、妊娠した時はとてもうれしかった。次の日私の母が義母から呼び出され、何かを話し合っていました。私は耳が聞こえないので何を話しているのかわかりませんでした。その後、母に病院に連れて行かれ、「赤ちゃんが腐っているから捨てないといけない」と言われました。医師からの説明もないまま中絶手術をされてしまいました。



それでも、もう一度赤ちゃんが欲しいと思っていましたが、二度と妊娠することはありませんでした。

2018年に国の法律があったと知る

知らない間に不妊手術までされていたことを知ったのは3年前のことです。聞こえない仲間から、「優生保護法」という法律があったことを教えてもらって、初めてそういうことだったのか、とわかりました。私の身体を元に戻して欲しい。国が間違ったことをしたのだから、謝罪してもらいたいと思っています。

60年経っても忘れたことはない

賢二 なぜこんなことをされなくてはならないのか、こんなことが許されるのか、未だに憤りは収まりません。

泉 耐え難い経験をされたんですね。

賢二 大工の仕事をしていたのですが、耳が聞こえないのを理由に、差別をされ、悔しい思いばかりをしていました。それでも腕を磨こうと必死で働いてきました。

泉 長い間、想像もできない苦しみを抱えてこられたんですね…。

みんなが暮らしやすい社会をつくる

私は、障害のある人が安心して暮らせる社会は、みんなが暮らしやすい社会だと思って「やさしいまちづくり」を進めてきました。「障害者配慮条例」を制定して、お店への筆談ボードや点字メニュー、簡易スロープ等の公的助成制度を作ったのもそのためです。

まもなくオリンピック・パラリンピックが開催されますが、明石市は「先導的共生社会ホストタウン」に選ばれていますので、しっかり役割を果たしたいと思っています。

旧優生保護法の問題についても、明石市としてできることを進めていきます。

賢二 ありがとうございます。もう私たちのような思いをする人が出てこないようにしてほしいと思います。

喜美子 ありがとうございます。これからも頑張ってくださいね。

ご本人や家族がもしかしら被害者かもしれないと思われる方は、福祉総務課(TEL 918-5025)へ。 (FAX 918-5106)

優生保護法とは…

旧優生保護法(1948年~1996年)は、障害者などに対し「不良な子孫の出生を防止する」として、本人の同意なく中絶や不妊手術を行うことを認めた法律。

1996年に優生保護法が母体保護法に改正されるまで、約2万5000人が手術を強いられた。2019年4月、被害者への謝罪と一時金の支給を盛り込んだ救済法が成立した。

小林夫妻の裁判について

昭和35年夏、小林喜美子さんは妊娠していましたが、説明や同意もなく中絶・不妊手術を受けさせられました。小林夫妻は、国に対して損害賠償と謝罪を求め、訴えを起こしました。今年8月3日に神戸地方裁判所で判決が出る予定となっています。



Topic

小林夫妻に支援金を支給

市では旧優生保護法による被害を、心身に有害な影響を及ぼす行為として捉え、※「犯罪被害者等の支援に関する条例」に基づく支援金の支給を決定しました。国の救済法では、手術を受けた本人だけが対象で、配偶者は対象外ですが、市は、小林夫妻両名を支援金の対象としました。

2011年4月施行 ※「犯罪被害者等の支援に関する条例」制定

犯罪で被害を受けた人やその家族に寄り添うために、日常生活の支援や経済的支援を定めた条例を制定。制定後も当事者の声を反映させるため、条例の改正を3回行っていきます。

市民相談室/ TEL 918-5002 FAX 918-5102

被害に遭った人と家族に寄り添い幅広い支援をします

支援の例

- 中傷・報道などによる精神的被害を防ぐ
弁護士・臨床心理士による相談
家事や介護を行うヘルパーの派遣など

やさしい社会を明石から

2015年4月施行 「手話言語・障害者コミュニケーション条例」制定

手話言語に加えて、点字や音訳など障害のある人とない人の幅広いコミュニケーション手段の促進について定めた条例を全国で初めて制定しました。

2018年2月~ 手話フォンを設置

あかし市民広場に設置した手話フォンでは「電話リレーサービス」を事前登録なしで使うことができます。



2021年7月1日~ 「あかし手話サービス」がはじまりました

聴覚に障害のある人が、アプリ(フェイスタイム、スカイプ)のビデオ通話機能を使い、手話で市に問い合わせができるサービスがはじまりました。



私たちが対応します

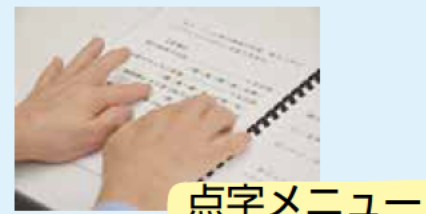
2016年4月~ 合理的配慮の提供を支援する公的助成制度

事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成しています。



簡易スロープ 手すり

手すりやスロープ、筆談ボードは障害のある人だけでなく、高齢者にも好評です



点字メニュー



筆談ボード

このステッカーが目印です

- 点字メニューあります
段差はありません
手すりあります
筆談ボードあります
スロープあります

公的助成制度を利用したお店一覧はこちら



公的助成制度の申請は、随時受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

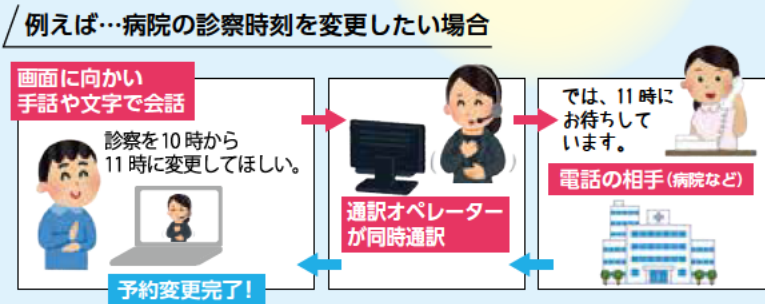
明石発のこの条例は全国60自治体に広がっています

- 手話 要約筆記 点字 音訳



2021年7月1日~ 電話リレーサービスが国の制度としてスタート

聴覚や発話に困難がある人と聞こえる人を、通訳オペレーターが双方でつなぎます。



例えば…病院の診察時刻を変更したい場合

